

## 遠野市下水道条例施行規程

制定 平成31年4月1日 遠野市下水道事業管理規程第1号  
一部改正 令和3年9月17日 遠野市下水道事業管理規程第2号

## 遠野市下水道条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、遠野市下水道条例（平成17年遠野市条例第142号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第2条 条例第3条の3第3号に規定する下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
  - (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
    - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
    - イ 大腸菌が検出されないこと。
    - ウ 濁度が2度以下であること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、管理者が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないための措置)

第2条の2 条例第3条の3第5号に規定する管理者が定める措置は、次項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。以下この項において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
  - (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
  - (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置
- 2 排水施設及び処理施設について確保すべき耐震性能は、次の各号に掲げる施設の区分に応

じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けるものその他の都市機能の維持を図る上で重要なもの又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれるものをいう。）及び処理施設 次のア及びイに掲げる耐震性能

ア 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ 施設の供用期間内に発生する確率が低いが大きな強度を有する地震動に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(2) 前号に定める排水施設以外の排水施設 同号アに定める耐震性能

（排水管内径及び排水渠の断面積の数値）

第2条の3 条例第3条の4第1号に規定する管理者が定める排水管内径の数値は100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積の数値は5,000平方ミリメートルとする。

（処理施設の構造の基準における生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置）

第2条の4 条例第3条の5第2号に規定する管理者が定める措置は、次のとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設（汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。第15条において同じ。）に送水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（排水設備の設置期限）

第3条 条例第4条に規定する管理者が定める設置期限は、6箇月とする。ただし、管理者が特にやむを得ない事情があると認めるときは、設置期限を延長することができる。

（排水設備の固着箇所及び工事の実施方法）

第4条 条例第5条第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共ます等のインバートの上流端の接続孔と下流端の管底高とに食違いを生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲を漏水を防ぐ材質のもので仕上げることを。

(2) 前号により難い特別の理由があるときは、管理者の指示を受けること。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第5条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令並びに条例に定めるもののほか、次に掲げるところに

よる。

- (1) 排水管の土かぶりは、宅地内では40センチメートル以上、宅地外では60センチメートル以上とすること。ただし、これにより難い特別の理由があるときは、管理者の指示によること。
- (2) 地下室その他汚水の自然流下が十分でない場所には、汚水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。
- (3) 水洗便所、浴室及び流し場等の汚水排出箇所には、トラップ等の防臭装置を設けること。
- (4) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあるときは、通気管を設けること。
- (5) 台所、浴室、洗濯場その他の汚水排出箇所には、固形物の排出を止めるのに有効な目幅8ミリメートル以下のスクリーン又はストレーナー等のゴミよけ装置を設けること。
- (6) 油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。
- (7) 土砂等を含む汚水を多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けること。
- (8) 水洗便器は、使用に当たり完全に洗浄できるもので、かつ、大便器にあつては、相当の水量が得られる構造とすること。
- (9) 飲食店、食料品店等において多量に排出する箇所には、ちゅうかいよけ装置を設けること。
- (10) 管渠<sup>きよ</sup>の構造は、暗渠<sup>きよ</sup>式とし、管渠<sup>きよ</sup>の起端集合若しくは屈曲箇所又は種類の異なる管渠<sup>きよ</sup>の接続箇所には、ますを設置し、かつ、ますには雨水の浸入を防止するため密閉蓋を設けること。ただし、ますの間隔は、管渠<sup>きよ</sup>の内径又は内のり幅の120倍以内の間隔に設置すること。

(排水設備の計画の確認の申請)

第6条 条例第7条の規定による排水設備等の新設等の計画の確認又は当該計画の変更の確認を受けようとする者は、下水道排水設備等計画(変更)確認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 施行場所を明示した見取図
- (2) 次の事項を記載した縮尺100分の1以上の図面(平面図、縦断面図)
  - ア 申請地の形状及び面積(申請地内に所有者を異にする土地があるときは、その相互の境界及び面積を含む。)
  - イ 申請地付近の道路及び公共下水道の施設の位置
  - ウ 既設の排水設備等の位置
  - エ 建設物内の浴室、水洗便所その他の汚水並びに雨水を排除する施設の位置
  - オ 管渠<sup>きよ</sup>の配置、形状、寸法及び勾配
  - カ ますその他の附帯設備の位置、大きさ及び区別
  - キ 他人の排水設備を使用するときは、その配置
  - ク その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- (3) 管理者が必要と認める場合は、申請地の地表勾配及び管渠<sup>きよ</sup>の勾配を表示した縦断面図
- (4) 水洗便所及びポンプ施設を設けようとするときは、その構造、能力、形状、寸法等を表

示した図面

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要とする書類

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に対し、遅滞なく、下水道排水設備等計画（変更）確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（排水設備等の工事完了の届出等）

第7条 条例第9条第1項に規定する排水設備等の工事が完了した旨の届出は、下水道排水設備等工事完了届（様式第3号）によるものとする。

2 管理者は、その工事が排水設備等の設置及び構造の基準に関する法令の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、下水道排水設備等工事完了検査済証（様式第4号）を交付するものとする。

（特別の必要による下水道のます及び取付管の新設等）

第8条 条例第10条に規定する排水設備等の新設等を行おうとする者が、公共ます及びその取付管の新設を必要とするときは、下水道施設公共ます等特別設置願（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の設置願が提出されたときは、その可否を決定し、下水道施設公共ます等特別設置許可書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（既設排水設備の確認）

第9条 条例第11条に規定する既設排水設備の確認を受けようとする者は、下水道既設排水設備確認申請書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容の審査及び現地調査を行い、相当と認めるときは、申請者に対し、第7条第2項に規定する下水道排水設備等工事完了検査済証を交付するものとする。

（水質管理責任者制度）

第10条 条例第14条の規定による水質管理責任者の選任又は変更の届出は、下水道水質管理責任者選任（変更）届（様式第8号）によるものとする。

（除害施設の設置の届出）

第11条 条例第15条の規定する除害施設を設置しようとする者は、下水道除害施設設置計画（変更）確認申請書（様式第9号）に、除害施設維持管理計画書その他管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容の審査及び現地調査を行い、相当と認めるときは、申請者に対し、第7条第2項に規定する下水道排水設備等工事完了検査済証を交付するものとする。

（使用開始等の届出）

第12条 条例第17条の規定による下水道の使用の開始、休止、廃止又は再開の届出は、下水道使用開始（休止、廃止、再開）届（様式第10号）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用している水が水道水の場合の下水道の使用の休止、廃止又は再開の届出は、遠野市水道事業給水条例（平成17年遠野市条例第149号）の規定による水道

水の使用に係るこれらに相当する届出をもって、これらの届出があったものとみなす。

(排除の停止又は制限)

第13条 管理者は、条例第16条の規定による下水道への排除の停止又は制限をするときは、下水道排除停止(制限)通知書(様式第11号)により該当者に通知するものとする。

(使用者の変更の届出)

第14条 条例第18条の規定による排水設備設置義務者又は使用者(以下「使用者等」という。)の変更の届出は、下水道(所有者・使用者)変更届(様式第12号)によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用している水が水道水の場合の下水道の使用者等の変更の届出は、遠野市水道事業給水条例の規定による水道水の使用に係るこれらに相当する届出をもって、これらの届出があったものとみなす。

(終末処理場の維持管理における生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置)

第15条 条例第20条の2第5号に規定する管理者が定める措置は、次のとおりとする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排ガス処理等の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようするための排液の水処理施設への送水等の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

(使用料の納付)

第16条 条例第21条第1項の規定による使用料の徴収については、遠野市水道事業及び下水道事業会計規程に規定する書類等の様式に関する要綱(平成31年遠野市水道事務所告示第2号)別表様式第17号によるものとする。

(一時使用の届出)

第17条 条例第21条第3項の規定により、下水道を一時使用しようとする者は、下水道一時使用届(様式第13号)を管理者に提出しなければならない。

(使用料の認定)

第18条 条例第24条第2号の規定による別表第2の人数は、毎月1日を基準日として算定する。ただし、この日以外に使用を開始し、又は再開する場合は、条例第17条の規定による届出があったときを基準日として算定する。

2 管理者は、前項の規定により人数を認定したときは、下水道使用人数認定(変更)通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。認定した人数を変更する場合も、同様とする。

(排除した汚水量の申告)

第19条 条例第24条第3号の規定による排除した汚水量を記載した申告書は、下水道排除汚水量申告書(様式第15号)によらなければならない。

(計量装置の設置等)

第20条 条例第26条の規定による計量装置の設置は、使用者等から、下水道計量装置設置計画

確認書（様式第16号）により設置の場所等について同意を得なければならない。

（行為の許可）

第21条 条例第29条の規定による行為の許可又は変更の許可の申請は、下水道物件設置（変更）許可申請書（様式第17号）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺 2,500分の1以上）
- (2) 平面図（縮尺 500分の1以上）
- (3) 物件の構造及び断面図（縮尺 100分の1以上）
- (4) 工事仕様書
- (5) 隣接の土地、建物所有者に利害関係があると認められるものについてはその同意書
- (6) その他管理者が必要と認める図書

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、その可否を下水道物件設置（変更）許可決定通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（占用の許可）

第22条 条例第31条第1項の規定による占用の許可申請は、下水道施設占用許可（変更）申請書（様式第19号）に前条第1項に規定する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、その可否を下水道施設占用許可（変更）決定通知書（様式第20号）により申請者に通知するものとする。

（原状回復）

第23条 条例第33条第1項本文の規定による原状回復をした場合は、速やかに、下水道原状回復届（様式第21号）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

（使用料等の減免申請）

第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第34条の規定により、使用料等の減額又は免除をすることができる。

- (1) 水道等の使用量と排除汚水量が、漏水のため著しく相違があると認められるとき。
- (2) その他特別の理由があると認められるとき。

2 前項各号の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、下水道使用料等減免申請書（様式第22号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その可否を下水道使用料等減免決定通知書（様式第23号）により申請者に通知するものとする。

（督促状）

第25条 条例第24条の2第1項の督促状については、遠野市水道事業給水条例施行規程（平成17年水道事業管理規程第16号）第13条の表に掲げる様式第17号によるものとする。

（職務の証票）

第26条 法又は条例による検査及び指揮等に従事する職員は、その身分を証する遠野市下水道検査員証（様式第24号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、廃止前の遠野市下水道条例施行規則（平成17年遠野市規則第170号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和3年9月17日 遠野市下水道事業管理規程第2号）

(施行期日)

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号（第6条関係）

下水道排水設備等計画（変更）確認申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

電 話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下水道排水設備計画（変更）の確認を受けたいので、遠野市下水道条例施行規程第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

工 事 区 分		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去		
排 水 設 備 番 号		遠野市指令上下 第 号		
設 置 場 所				
使用者	住所（所在地）			
	氏名（名 称）		電話番号	
区 分		<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 兼用（職種 ） <input type="checkbox"/> 臨時		
工 事 期 間		着工予定	年 月 日	世帯人員 人
		完了予定	年 月 日	
施工業者	住所（所在地）			
	氏名（名 称）			
	指 定 店 番 号	第 号	電話番号	
	責任技術者名			
使 用 水 道 等		<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 併用		
土 地 所 有 者 の 承 諾		住所		
		氏名		電話番号
排 水 設 備 所 有 者 の 承 諾		住所		
		氏名		電話番号
市 確 認 欄		確 認 年 月 日	年 月 日	
		確 認 者 職 氏 名		
		融 資 利 用 の 有 無	有 無	
		確 認 結 果 及 び 特 記 事 項		



様式第2号（第6条関係）

下水道排水設備等計画（変更）確認通知書

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった下水道排水設備等計画(変更)については、排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することを確認したので、遠野市下水道条例施行規程第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

遠野市長



確 認 年 月 日	年 月 日
確 認 番 号	遠野市指令下水 第 号

注 この通知書は、工事の着手及び検査等に必要なものですから大切に保管しておいてください。

様式第3号（第7条関係）

下水道排水設備等工事完了届

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

電 話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け遠野市指令下水 第 号で確認を受けた下水道排水設備等の工事が完了したので、遠野市下水道条例施行規程第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工 事 区 分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 改造	<input type="checkbox"/> 撤去
	除害施設	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 改造	<input type="checkbox"/> 撤去
排水設備番号	遠野市指令上下 第 号			
設置場所				
工事完了年月日	年 月 日			
施工業者	住所（所在地）			
	氏名（名 称）			
	指定店番号	第 号	電話番号	
市 確 認 欄	確認年月日	年 月 日		
	確認者職氏名			
	検査結果及び特記事項			

様式第4号（第7条関係）

下水道排水設備等工事完了検査済証

氏 名（ 名 称 ）		
工 事 区 分	排 水 設 備	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去
	除 害 施 設	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去
設 置 場 所		
施 工 業 者	住 所（所在地）	
	氏 名（名 称）	
工 事 完 了 年 月 日		年      月      日
届 出 年 月 日		年      月      日
排 水 設 備 番 号		遠野市指令上下 第          号
検 査 年 月 日		年      月      日
<p>上記排水設備等工事は、排水設備等の設置及び構造の基準に関する法令の規定に適合していると認める。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p style="text-align: right;">遠野市長 <span style="float: right;">印</span></p>		

下水道施設公共ます等特別設置願

年 月 日

遠野市長 様

申請者  
住 所（所在地）  
氏 名（名 称）  
電 話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

公共ますを設置したいので、遠野市下水道条例施行規程第8条第1項の規定により、設置条件を承諾し、次のとおり申請します。

工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去
設 置 場 所	
設 置 理 由	
工 事 内 容	
設 置 条 件	①公共ます及びその取付工事費等は、申請者が負担します。 ②公共ます及びその取付管は、市の検査完了後市に帰属し、市の維持管理となります。 ③公共ます設置場所は、原則として変更しません。 ④用地に係る使用料、補償費等の請求は一切しません。

市記入欄

設計書及び工事費概算額	円
設 計	年 月 日
着 工	年 月 日
完 成	年 月 日
精 算 額	円
備 考	

下水道施設公共ます等特別設置許可書

第 号

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった公共ますの設置については、遠野市下水道条例施行規程第8条第2項の規定により、次の設置条件を付し許可します。

年 月 日

遠野市長



工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去
設 置 場 所	
設 置 理 由	
工 事 内 容	
設 置 条 件	①公共ます及びその取付工事費等は、申請者の負担とする。 ②公共ます及びその取付管は、市の検査完了後市に帰属する。 ③公共ます設置場所は、原則として変更できない。 ④用地に係る使用料、補償費等は無償とする。

下水道既設排水設備確認申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者  
住 所（所在地）  
氏 名（名 称）  
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

既設排水設備の確認を受けたいので、遠野市下水道条例施行規程第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設 置 場 所		
使用者	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	
	世 帯 人 員	
区 分	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 兼用（職種） <input type="checkbox"/> 臨時	
使 用 水 道 等	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 併用	
備 考		
市 確 認 欄		

様式第8号（第10条関係）

下水道水質管理責任者選任（変更）届

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

遠野市下水道条例施行規程第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

水質管理責任者

氏 名

生年月日 年 月 日 生

勤務年数 年

（表）

下水道除害施設設置計画（変更）確認申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者  
住 所（所在地）  
氏 名（名 称）  
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

除害施設設置計画（変更）の確認を受けたいので、遠野市下水道条例施行規程第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

工 事 区 分	□新設 □改造 □撤去		
排 水 設 備 番 号	遠野市指令上下 第 号		
設 置 場 所			
使用 者	住所（所在地）		
	氏名（名 称）	電話番号	
業 種			
作 業 内 容			
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		
汚 水 の 処 理 方 式			
排 水 量			
排 水 の 水 質			
工 事 期 間	着工予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
施 工 業 者	住所（所在地）		
	氏名（名 称）		
	指 定 店 番 号	第 号	電話番号
	責 任 技 術 者 名		
市 確 認 欄			



(裏)

除害施設設置計画（変更）確認書の添付書類に必要な記載事項

- 1 製品名  
工場業種が判断できる製品名を列記する。
- 2 製品生産量及び作業時間  
製品ごとに記載する。
- 3 フローシート（生産工程一覧図）  
数系統ある場合は系統別に明示する。
- 4 原材料の配置  
フローシートに関連して場所ごとに材料又は製品名を記載する。
- 5 廃水の出る場所及び水量  
フローシートに関連した場所ごとに記載する。
- 6 使用水量と用水源の種類  
用水源については、水道水その他の別を明記し、フローシートの場所ごとに使用水量を記載する。
- 7 廃水の時間的変動と濃度の変化  
廃水の量及び水質の時間的変化、廃水水質の平均濃度又は最大濃度についてのデータを記載する。
- 8 除害施設の設計書  
前項までの諸条件について、除害施設による処理方法、処理目標、算定根拠等を明示する。なお、除害施設の効果により発生する除去物（スカム汚泥）については保管方法、運搬方法、処理場所等、処理方法について明細に記載する。
- 9 予想の除去率と放流水質
- 10 除害施設設計計画説明書（廃水処理系統、主要寸法及び能力）  
土木工事計画、機械概略及び設置場所（工場平面図に明示すること）
- 11 除害施設において、中和、凝集、酸化、その他の反応の用に供する薬品の1日当たりの用途別使用量
- 12 工事費概算額

○ 除害施設設置計画（変更）確認申請書記載の際使用者の業種欄は次の業種分類による。

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 1 食品加工業（精糖 発酵 食肉加工） | 11 農業製造業          |
| 2 織物繊維加工業（毛紡 染色等）   | 12 顔料、印刷インキ、塗料製造業 |
| 3 紙パルプ製造業           | 13 可塑物、ゴム製造業      |
| 4 鉄鋼、精錬業            | 14 窯業、ガラス工業       |
| 5 機械器具製造業           | 15 油脂加工業          |
| 6 自動車、車両整備業         | 16 クリーニング業        |
| 7 金属工業（メッキ 圧延 伸線）   | 17 皮革工業           |
| 8 印刷製版業             | 18 製氷、冷凍業         |
| 9 コークス、ガス製造業        | 19 その他            |
| 10 化学薬品工業           |                   |

様式第10号（第12条関係）

下水道使用開始（休止、廃止、再開）届

年 月 日

遠野市長 様

申請者  
住 所（所在地）  
氏 名（名 称）  
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下水道の使用を開始（休止、廃止、再開）したいので、遠野市下水道条例施行規程第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所		
排 水 設 備 番 号	遠野市指令上下 第 号	
開 始 等 年 月 日	年 月 日	□開始 □休止 □廃止 □再開
開 始 等 指 針	m <sup>3</sup>	
使 用 区 分	□一般用 □営業用 □兼用（職種 ） □臨時	
使 用 水 道 等	□水道（水道番号第 号） □井戸水 □併用	
世 帯 人 員	人	
計 量 装 置 設 置 状 況	□有（ 年 月 日設置）	
備 考		

下水道排除停止（制限）通知書

第 号

住 所

氏 名

下水道への汚水の排除について、次のとおり決定したので、遠野市下水道条例施行規程第13条の規定により通知します。

年 月 日

遠野市長



決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 停 止 <input type="checkbox"/> 制 限
設 置 場 所	
使 用 者	
決 定 期 間	年 月 日から      年 月 日まで
決 定 理 由	

下水道（所有者・使用者）変更届

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下水道の使用者等に変更があつたので、遠野市下水道条例施行規程第14条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

設 置 場 所			
給 水 装 置 番 号		第 号	
排 水 設 備 番 号		遠野市指令上下 第 号	
新所有者 <input type="checkbox"/> 申請者	住所（所在地）		
	フリガナ 氏名（名称）	電話番号	
旧所有者 <input type="checkbox"/> 申請者	住所（所在地）		
	フリガナ 氏名（名称）	電話番号	
新使用者 <input type="checkbox"/> 申請者	住所（所在地）		
	フリガナ 氏名（名称）	電話番号	
旧使用者 <input type="checkbox"/> 申請者	住所（所在地）		
	フリガナ 氏名（名称）	電話番号	
異 動 理 由 等		相続（関係 ）、売買、その他（ ）	

※以下、井戸水使用者に異動があつた場合に記入して下さい。

使用人数の 変 更	新世帯員数	
	旧世帯員数	
	異 動 者 名	
	異 動 理 由	

下水道一時使用届

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

電 話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下水道を一時使用したいので、遠野市下水道条例施行規程第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所					
一 時 使 用 期 間		年 月 日 から		年 月 日 まで	
使 用 水 道 等		<input type="checkbox"/> 水道（水道番号第		号） <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 併用	
使 用 水 の 用 途					
揚 水 施 設		動 力                      そ の 他			
動 力 使 用 の 場 合		A 揚水量／時間 m <sup>3</sup>	B ポンプ稼動 時間／日 時間	C ポンプ稼動 日数／月 日	A × B × C m <sup>3</sup> ／円
期 間 中 排 除 量		水道 m <sup>3</sup>		井戸水 m <sup>3</sup>	併用 m <sup>3</sup>
確 認					位置図
区 分	排除量	使用料	年 月 日		
前 納 額	m <sup>3</sup>	円	. .		
精 算 額	m <sup>3</sup>	円	. .		
差 引 過 不 足 額		円			

下水道使用人数認定（変更）通知書

年 月 日

様

遠野市長



下水道の使用料について、次のとおり認定(変更)したので、遠野市下水道条例施行規程第18条第2項の規定により通知します。

使用人数	新規認定	人
	変更認定	人（ 人 増・減）
認定開始	年 月分 使用料から	
変更理由		
備考	1 使用人数に異動があった場合は、下水道（所有者・使用者）変更届を速やかに提出してください。 2 使用人数は、毎年4月1日を基準日として算定します。 なお、年度の途中で下水道の使用を開始したときは、その年度は加入した日が基準日となります。	

下水道排除汚水量申告書

年 月 日

遠野市長 様

申請者  
住 所（所在地）  
氏 名（名 称）  
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

排除汚水量の認定を受けたいので、遠野市下水道条例施行規程第19条の規定により、次のとおり申告します。

業 種				
排水場所				
使用態様	<input type="checkbox"/> 製氷 <input type="checkbox"/> 冷却用 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
使用水量	m <sup>3</sup>	左のうち	下水道へ排除した水量	m <sup>3</sup>
			その他の水量	m <sup>3</sup>
排水期間	年 月 日から 年 月 日まで			
算出基礎	1日平均運転時間	時間	1日平均排水量	m <sup>3</sup>
	ポンプ用モーター		ポ ン プ	
	製作所名		製作所名	
	出力	HP	型式	
	電 圧	V	口 径	
	電 流	A	揚 水 量	

注 この申告書に表記できない場合は、排除汚水量を確認できる計算書等を添付してください。





下水道物件設置（変更）許可申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

公共下水道に物件を設置（変更）したいので、遠野市下水道条例施行規程第21条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置場所			
設置物件			
設置目的			
設置期間	年 月 日から		年 月 日まで
設置面積 及び延長	面 積	m <sup>2</sup>	
	延 長	m	
施工業者	住所（所在地）		
	氏名（名 称）		
工事期間	年 月 日から		年 月 日まで
変更の場合	変更前の許可年月日		変更前の許可指令番号
変更の理由			
添付書類	位置図、平面図、断面図、構造図等		

備考 変更の場合は、変更部分を2段書にするなど変更箇所がわかるように記入してください。

下水道物件設置（変更）許可決定通知書

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった物件の設置（変更）については、次のとおり決定したので、遠野市下水道条例施行規程第21条第2項の規定により通知します。

年 月 日

遠野市長



決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない	
設 置 場 所		
設 置 物 件		
設 置 目 的		
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
設 置 面 積 及 び 延 長	面 積	m <sup>2</sup>
	延 長	m
条 件 及 び 指 示 事 項		
許 可 し な い 理 由		

下水道施設占有許可（変更）申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者  
住 所（所在地）  
氏 名（名 称）  
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下水道施設を次のとおり占有（変更）したいので、遠野市下水道条例施行規程第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

占有の種類	<input type="checkbox"/> 敷 地 <input type="checkbox"/> 排水施設	
占有の場所		
占有の目的		
占有面積等	面積	㎡
	延長	m
	構造	
占有期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事施工方法		
工事予定期日	年 月 日から 年 月 日まで	
施工業者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
変更の場合	変更前の許可年月日	変更前の許可指令番号
変更の理由		
添付書類	位置図、平面図、断面図、構造図等	

備考 変更の場合は、変更部分を2段書にするなど変更箇所がわかるように記入してください。

下水道施設占有許可（変更）決定通知書

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった下水道施設占有（変更）については、次のとおり決定したので、遠野市下水道条例施行規程第22条第2項の規定により通知します。

年 月 日

遠野市長



決定区分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない	
占有の場所 及び種類	場 所	
	種 類	敷 地                      排水施設
占有の目的		
占有物件	面積                                      m <sup>2</sup>	延長                                      m
占有期間	年 月 日から                      年 月 日まで	
占有料	円	
条件及び 指示事項		
許可しない 理由		

下水道原状回復届

年 月 日

遠野市長 様

申請者  
住 所（所在地）  
氏 名（名 称）  
電 話

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり原状回復しましたので、届け出ます。

物 件 の 種 類	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	
施 工 業 者	住 所（所在地）
	氏 名（名 称）
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
市確認欄 上記の届出により、現場調査したところ原状に回復していることを認める。  年 月 日  検査員 職 氏名	

下水道使用料等減免申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者  
住 所（所在地）  
氏 名（名 称）  
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下水道使用料等の減免を受けたいので、遠野市下水道条例施行規程第24条第2項の規定により、次のとおり申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 下水道使用料 <input type="checkbox"/> 占用料		
使 用 場 所			
使 用 月	年 月分	使用料 占用料 の額	円
減免を受けようとする額	円		
使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 浴場用 <input type="checkbox"/> 臨時用		
使 用 水 道 等	<input type="checkbox"/> 水道（水道番号第 号） <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 併用		
減免を受けようとする理由			

下水道使用料等減免決定通知書

第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった下水道使用料等の減免については、次のとおり決定したので、遠野市下水道条例施行規程第22条第3項の規定により通知します。

年 月 日

遠野市長



区 分	<input type="checkbox"/> 下水道使用料	<input type="checkbox"/> 占用料
決 定	<input type="checkbox"/> 減免する	<input type="checkbox"/> 減免しない
減免金額等	円（ 月分）	
条 件 等		
減免しない理由		

（表）

		第	号
遠野市下水道検査員証			
		所 属	
		職 名	
		氏 名	
		年	月 日生
上記の者は、下水道法第13条第1項及び第32条第1項の規定による立入検査を行うことができる職員であることを証明する。			
年 月 日			
		遠野市長	印
(有効期間1年)			

（裏）

注 意 事 項			
1 本証は、排水設備等工事の検査を行う場合又は調査若しくは測量等のため他人の土地に立ち入る場合には常時携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。			
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。			
3 本証を紛失し、又はき損したときは、直ちに届出なければならない。			
4 資格を失ったときは、直ちに返還しなければならない。			